

給与所得者の確定申告について

給与所得がある方の大半は年未調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

確定申告をしなければならない場合とは

給与所得がある方でも、次のような場合は確定申告をしなければなりません（確定申告をすれば税金が還付される場合は除きます）。

①給与の収入金額が2,000万円を超える場合

②1か所から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合

③2か所以上から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかつた給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得がある方で確定申告の必要がない方でも、次のような場合は確定申告をすると還付されることがあります。

①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合

②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

③ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

④家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

問合せ先

役場住民課住民税係	574-2213
十勝池田税務署	572-2171
国税庁ホームページ	https://www.nta.go.jp

公的年金等を受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る

●公的年金等の収入金額が400万円以下

●公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

- ・源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。

確定申告は、マイナンバーカードとスマホでさらに便利に！

マイナンバーカードとスマホを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税、消費税及び贈与税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。e-Taxは、「還付金の早期還付」・「確定申告期間中に自宅等から24時間利用が可能（メンテナンス期間は除きます）」・「保存データの使用による翌年申告の簡略化」など、さまざまなメリットがあります。

さらに、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができます。

なお、マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。各種控除証明書等の発行主体によっては、データの取得可能になるまでに数日を要する場合がありますので、お早目の準備をお願いします。

十勝池田税務署では、次とおり確定申告会場を開設します。確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約が必要です。

■会場：十勝池田税務署（池田町字旭町1丁目8番地8）

■期間：令和8年2月16日から3月16日までの月曜日、水曜日、木曜日

※譲渡所得・贈与税の申告の方

開設期間中の火曜日（午前）、金曜日（午前）（専門員がリモート（Web相談）で対応します。）

■相談受付時間：午前9時から午後4時まで（祝日を除く）

2月13日（金）までに税務署で相談を希望される方へ

1月5日（月）から2月13日（金）までの間、税務署窓口での相談を希望される方は事前予約が必要です（事前予約していない方の申告相談は、受け付けていません）。

事前予約は、LINEによるオンライン事前予約又は電話にてお受けします。（「015（572）2171」に電話をおかけいただき「2」を選択してください。）

※電話でのお問合せが多くなる時期ですので、是非、オンライン事前予約をご利用ください。



LINE公式アカウント
はこちら

給与所得がある方でも、次のように場合は確定申告をしなければなりません（確定申告をすれば税金が還付される場合は除きます）。

定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければなりません（確定申告をすれば税金が還付される場合は除きます）。

①給与の収入金額が2,000万円を超える場合

②1か所から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合

③2か所以上から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかつた給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合

④2か所以上から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかつた給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合

⑤ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑥病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑦ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑧病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑨ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑩病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑪ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑫病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑬ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑭病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑮ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

⑯病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑰病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑱病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑲病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

⑳病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉑病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉒病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉓病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉔病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉕病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉖病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉗病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉘病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉙病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉚病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉛病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉜病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉝病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉞病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉟病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

㉟病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除